

一般社団法人ケアと暮らしの編集社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人ケアと暮らしの編集社と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を兵庫県豊岡市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、医療介護関係者及び街に暮らす人々とともに、アートやデザインを活用したコミュニティ活動、ケアとまちづくり活動の実践ならびに知識の普及啓発、地域医療・福祉・まちづくりに関する調査研究を行うことで、地域住民のウェルビーイングの醸成ならびに公衆衛生の向上、地域包括ケアの推進を目的とし、次の事業を行う。

- (1) 地域住民のウェルビーイングの醸成に関わるケアとまちづくり創造事業
- (2) ケアとまちづくりに関するワークショップ・セミナー事業
- (3) ケアとまちづくりに関するデザインリサーチ事業
- (4) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会 員

(会員の構成)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の義務を6か月以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 死亡し、又は解散したとき。

第3章 社員総会

(社員総会)

第11条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第12条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第13条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各正会員に対して発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第15条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員等の設置等)

第18条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 各理事について、当該理事とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第20条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 代表理事及び理事会決議によって当法人の業務を執行する理事として選任された理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執

行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第23条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第24条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、無償とする。

(取引の制限)

第25条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第26条 当法人は、理事または監事の一般法人法第111条第1項の賠償責任

について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当法人は、理事（業務執行理事または当該法人の使用人でないものに限る）又は監事との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金50万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

（構成）

第27条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 規則の制定・変更及び廃止

（招集）

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成す

る。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第32条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第33条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集)

第34条 基金の募集、割当て及び払込等の手続きについては、理事会が決定する。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第35条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第36条 基金の拠出者に対する返還は、定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第7章 会計

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に

準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第40条 当法人は、剰余金を分配することができない。

(特別の利益の禁止)

第41条 当法人は、当法人の正会員、役員若しくは使用人、基金の拠出者又はこれらの親族等に対し、特別の利益を与えることができない。

2 当法人は、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与えることができない。ただし、公益社団法人又は公益財団法人に対し、当該法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える場合を除く。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 本定款は、社員総会の特別決議をもって変更することができる。

(解散)

第43条 当法人は、社員総会の特別決議をもって、次の事由により解散する。

(1) 社員が欠けたこと

(2) 合併(合併により当法人が消滅する場合に限る。)

- (3)破産手続開始の決定
- (4)その他法令で定める事由

(残余財産)

第44条 当法人が解散等により清算をする場合において有する残存財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第46条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 守本陽一
設立時理事 藤岡聡子
設立時理事 孫大輔
設立時監事 大槻恭子

(設立時社員の氏名及び住所)

第47条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1 住所 兵庫県豊岡市泉町1番2号メゾンプリメール202
氏名 守本陽一
2 住所 長野県北佐久郡軽井沢町発地1274番地28
氏名 藤岡聡子
3 住所 鳥取県西伯郡大山町名和1415番地
氏名 孫大輔
4 住所 兵庫県豊岡市昭和町1番2号
氏名 大槻恭子

(法令の準拠)

第48条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人ケアと暮らしの編集社設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和2年10月15日

設立時社員 守本陽一 ⑩

設立時社員 藤岡聡子 ⑩

設立時社員 孫大輔 ⑩

設立時社員 大槻恭子 ⑩